

議案第 15 号

橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 25 年 6 月 28 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 18 年橋本市条例第 52 号)の一部を次のように改正する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。
(平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間において介護休暇をしている職員の特例措置)
- 2 この条例の施行の日から平成 26 年 3 月 31 日までの間においては、橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 15 条第 3 項の規定の適用については、同項中「橋本市職員の給与に関する条例第 6 条」とあるのは、「橋本市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成 25 年橋本市条例第 号)附則第 4 項(同第 5 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。
- 3 前項の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。